

# 平成31年第2回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	議案第24号 枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について
2	議案第25号 枚方市学校運営協議会規則の制定について
3	議案第26号 枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について
4	報告第20号 臨時代理事項の報告について (1) 議会の報告事項（損害賠償の額を定めることについて）の意思決定について (2) 議会の議決事項（平成31年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について (3) 議会の議決事項（平成30年度3月補正予算額（災害・教育関係）について）の意思決定について (4) 議会の議決事項（和解案の受諾について）の意思決定について (5) 議会の議決事項（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）の意思決定について (6) 議会の議決事項（枚方市基金条例の一部改正について）の意思決定について
5	報告第21号 臨時代理事項の報告について (1) 教職員（管理職）人事について

○開催日時 平成31年2月22日 午前10時00分から  
 ○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

議案第24号

枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成31年2月22日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙1のとおり

議案第25号

枚方市学校運営協議会規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成31年2月22日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

## 枚方市教育委員会規則第 号

### 枚方市学校運営協議会規則

#### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、教育委員会が別に定める市立の小学校ごとに学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（対象学校の運営に関し承認をしなければならない事項）

第2条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）第23条に掲げる事項とする。

（対象学校の職員の任用に関し意見を述べることができる事項）

第3条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校（同条第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の個別の職員の任用に関する事項以外の任用に関する事項とする。

#### (組織)

第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区の校区コミュニティ協議会が推薦する当該対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校のPTAが推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者
- (3) 対象学校の校長が推薦する当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任命）

第5条 委員の任期は、1年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、1年以内）とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、教育委員会）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する協議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(委員の守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 枚方市学校運営委員協議会規則（平成30年枚方市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

議案第26号

枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成31年2月22日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

## 枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則（平成30年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則（昭和58年枚方市教育委員会規則第9号）第13条を同規則第18条とし、同規則第12条の次に5条を加える改正規定のうち第16条第3項中「場合」の次に「その他本市又は枚方市教育委員会が使用する場合であって枚方市教育委員会が特に必要があると認めるとき」を加え、「減免する」を「免除する」に改める。

第2条のうち、枚方市立市民体育館条例施行規則（平成9年枚方市教育委員会規則第9号）第14条を同規則第19条とし、同規則第13条の次に5条を加える改正規定のうち第17条第2項中「場合」の次に「その他本市又は枚方市教育委員会が使用する場合であって枚方市教育委員会が特に必要があると認めるとき」を加え、「減免する」を「免除する」に改める。

第3条のうち、枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則（平成22年枚方市教育委員会規則第13号）第15条を同規則第20条とし、同規則第14条の次に5条を加える改正規定のうち第18条第1項第1号中「枚方市教育委員会」を「委員会」に改め、同項第3号中「市長」を「委員会」に改め、同条第2項中「場合」の次に「その他本市又は委員会が使用する場合であって委員会が特に必要があると認めるとき」を加え、「減免する」を「免除する」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第15条 [略] (利用料金の減免)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第10条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表第1号の表備考5第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合<del>その他本市又は枚方市教育委員会</del>が使用する場合であつて枚方市教育委員会が特に必要があると認めるときに<del>利用料金の全額を免除する</del>ことができることとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第17条～第18条 [略]</p> <p>別表(1)～(2) [略]</p> <p>[枚方市立市民体育館条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第16条 [略] (利用料金の減免)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>[枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第15条 [略] (利用料金の減免)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第10条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表第1号の表備考5第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合に<del>利用料金の全額を減免すること</del>ができることとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第17条～第18条 [略]</p> <p>別表(1)～(2) [略]</p> <p>[枚方市立市民体育館条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第16条 [略] (利用料金の減免)</p> <p>第17条 [略]</p>



新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>2 条例第10条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表1の表備考4第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合<u>その他本市又は枚方市教育委員会が使用する</u>場合であって<u>枚方市教育委員会が特に必要があると認めるときに</u>利用料金の全額を免除することができることとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第18条～第19条 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第17条 [略]</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(1) 本市又は<u>委員会</u>が使用するとき 全額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるとき <u>委員会</u>が別に定める額</p> <p>2 条例第11条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表1の表第2号の表備考3第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合<u>その他本市又は委員会</u>が使</p>	<p>2 条例第10条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表1の表備考4第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合に利用料金の全額を<u>減免</u>することができることとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第18条～第19条 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則関係]</p> <p>第1条～第17条 [略]</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(1) 本市又は<u>枚方市教育委員会</u>が使用するとき 全額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき <u>市長</u>が別に定める額</p> <p>2 条例第11条の規定により定める駐車場の使用に係る基準は、条例別表1の表第2号の表備考3第3号から第6号までに掲げる者が運転し、又は同乗する自動車<del>を</del>駐車場に駐車させる場合に利用料金の全額を<u>減免</u>す</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>用する場合であつて委員会が特に必要があると認めるときに<u>利用料金の全額を免除する</u>ことができることとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第19条～第20条 [略]</p> <p>別表(1)～(2) [略]</p>	<p><u>ることができる</u>こととする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第19条～第20条 [略]</p> <p>別表(1)～(2) [略]</p>